# 国庫金事務デジタル化の状況について(令和3年度)

## 1. 国庫金受払の推移

―― 単位: 万件。カッコ内は受払の総数に占める割合(%)

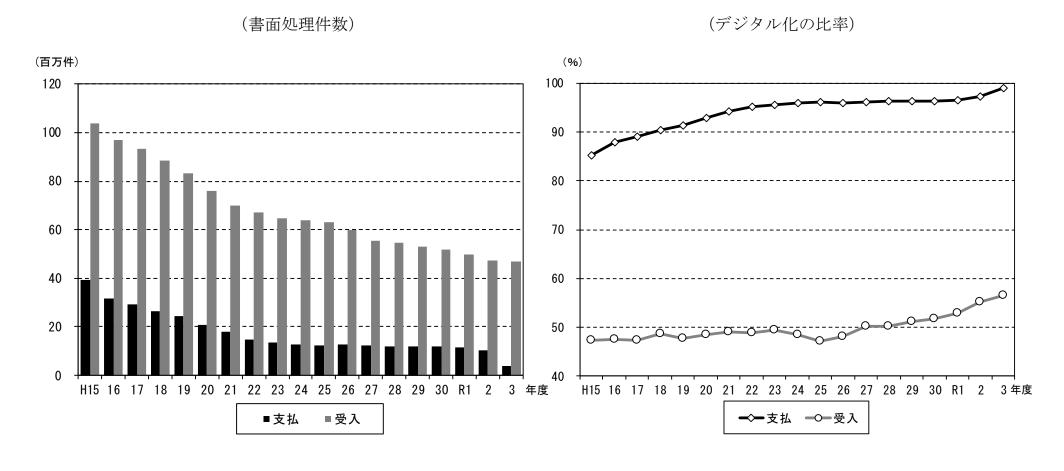
	中世・カ川。								
		支払		受入					
	システム処理			システム処理		書面処理			
	オンライン処理	媒体処理	書面処理	電子納付	口座振替	(窓口納付)	うち OCR処理		
平成 25年度	23, 954 (75. 7)	6, 463 (20. 4)	1,233(3.9)	1,326(9.3)	6, 592 (46. 3)	6, 324 (44. 4)	3, 069 (21. 5)		
26年度	24, 259 (75. 8)	6, 454 (20. 2)	1, 272 ( 4. 0)	1,607(11.9)	5, 937 (43. 8)	6,006 (44.3)	3, 095 (22. 8)		
27年度	24, 380 (76. 0)	6, 474 (20. 2)	1,240(3.9)	2, 031 (15. 3)	5, 675 (42. 9)	5, 533 (41. 8)	3, 106 (23. 5)		
28年度	24, 426 (76. 0)	6, 504 (20. 2)	1, 203 (3.7)	2, 232 (16. 9)	5, 463 (41. 5)	5, 478 (41. 6)	3, 240 (24. 6)		
29年度	24, 690 (76. 1)	6, 551 (20. 2)	1, 205 ( 3.7)	2, 412 (19. 2)	4, 869 (38. 7)	5, 306 (42. 2)	3, 208 (25. 5)		
30年度	24, 816 (76. 0)	6,636 (20.3)	1, 198 (3.7)	2,614(20.1)	5, 175 (39. 9)	5, 197 (40. 0)	3, 197 (24. 6)		
令和 元年度	25, 985 (75. 9)	7, 083 (20. 7)	1, 157 ( 3.4)	2,830(21.3)	5, 478 (41. 2)	4, 990 (37. 5)	3, 106 (23. 4)		
2年度	29, 595 (76. 7)	7, 976 (20. 7)	1,019(2.6)	3, 180 (24. 5)	5, 077 (39. 1)	4, 731 (36. 4)	2, 920 (22. 5)		
3年度	29, 605 (78.0)	7, 978 (21. 0)	390 ( 1.0)	3, 591 (26. 8)	5, 110 (38. 2)	4, 683 (35. 0)	2, 892 (21. 6)		

### 2. 国庫金の電子納付に対応している金融機関数の推移

―― 単位: 行庫。カッコ内は日本銀行代理店・歳入代理店委嘱先金融機関の総数に占める割合(%)

	平成16年1月 (電子納付対応開始)	29年度末	30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末
国庫金の電子納付に対応している 日本銀行代理店・歳入代理店委嘱	3 3 5	3 6 5	363	360	3 5 7	3 5 6
先金融機関数	(79)	(97)	(97)	(97)	(97)	(97)

### (参考) 国庫金受払にかかるデジタル化の状況



#### (注記)

#### 1. 国庫金受払の推移

- (注1) カッコ内の受払総数に占める割合の合計は、四捨五入の関係から、100%にならないことがある。
- (注2)「支払」は、歳出金、国税還付金、保管金・供託金等の支払件数の合計(小切手払等の件数は含まれない)。
- (注3)「支払」の内訳は、支払の内容(支払先、支払金額等)にかかる情報(以下、「支払情報」)について、日本銀行から金融機関に伝達する手段に応じて区分したもの。このうち、「オンライン処理」は、オンラインで接続されたシステムを通じて、また「媒体処理」、「書面処理」は、それぞれ、支払情報を含んだ電磁的記録媒体、書面を渡すことにより支払情報を伝達するもの。
- (注4)「受入」は、歳入金、国税、保管金・供託金等(以下、「歳入金等」)の受入件数の合計(ただし、データの制約により、国庫内振替の受入件数が含まれている)。
- (注5)「受入」の内訳は、主として受入の内容(納付者、納付金額等)にかかる情報について、金融機関が日本銀行や官庁に伝達する手段に応じて区分したもの。
- (注6)「電子納付」は、納付者が、①インターネットバンキング等を用いて預金口座から引落しを行って納付するもの、②電子納付に対応したATMを用いて現金の支払または預金口座からの引落しを行って納付するもの等をいう。なお、③金融機関の窓口において納付者が現金の支払等によって納付するもの、または、④預金口座からの引落しによって納付するもののうち、マルチペイメントネットワーク (MPN) を通じて処理されるものも含まれる。
- (注7)「口座振替」は、納付者・官庁・金融機関間で予め締結された口座振替契約に基づき、納付者が指定した預金口座からの引落しにより納付するもの(ただし、注6の④の件数は含まれない)。口座振替にかかる情報は、主として電磁的記録媒体により、金融機関・官庁間で授受される(一部に書面により授受されるものを含む)。
- (注8)「書面処理(窓口納付)」には、注4に記載された国庫内振替の受入件数が含まれる一方、注6の③の件数は含まれない。
- (注9)「書面処理(窓口納付)」のうち「OCR処理」は、金融機関が窓口で受入れた歳入金等にかかる納付書類を、日本銀行が「OCR(光学式文字読取装置)」を用いて処理しているもの。

#### 2. 国庫金の電子納付に対応している金融機関数の推移

・ この他、日本銀行歳入代理店委嘱先金融機関から歳入事務の再委託を受けている金融機関で電子納付に対応している先(窓口電子収納のみに対応している先を含む)が、202 2年3月末現在、88先ある。

#### (参考) 国庫金受払にかかるデジタル化の状況

・ デジタル化の比率の定義は、①「支払」は、歳出金、国税還付金、保管金・供託金等の支払件数に占めるシステム処理の割合。②「受入」は、各種国庫金の受入件数に占めるキャッシュレス納付(電子納付、口座振替およびクレジットカード納付)件数の割合。「1. 国庫金受払の推移」の「受入」と異なり、口座振替の件数について、日並び要因による振れを調整しているほか、コンビニ納付、クレジットカード納付の件数について、日本銀行で一部推計を実施のうえ、算出したもの。